

○農林水産省令第四十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月四日

農林水産大臣 坂本 哲志

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表二（第九条関係）	
地 域	植 物
一 （略）	アキー、アコカンテ ラ・オツポシテイフ オリア、アコカンテ ラ・シンペリ、アジ マ・テトラカンタ、 アボカド（付表第六 十、第六十四、第七 十、第七十二、第八 十九及び第九十に掲 げるものを除く。） 、あめだまのき、ア ルタボトリス・モン テイロアエ、アンテ イデスマ・ウエノス ム、ウイクストロエ ミア・ファイリレイフ オリア、エウクレア ・デイウイノルム、 エケベルギア・カペ ンシス、オクシアン ツス・ザングエバリ クス、オピリア・ア メンタケア、オリー ブ、オールスパイス 、オレア・ウツディ アナ、カシユーナツ ツ、カッシネ・シュ ヴァインフルテイア
	備考（対象とする検 疫有害動植物） （略）

改正前

別表二（第九条関係）	
地 域	植 物
一 （略）	アキー、アコカンテ ラ・オツポシテイフ オリア、アコカンテ ラ・シンペリ、アジ マ・テトラカンタ、 アボカド（付表第六 十、第六十四、第七 十、第七十二及び第 八十九に掲げるもの を除く。）、あめだ まのき、アルタボト リス・モンテイロア エ、アンテイデスマ ・ウエノスム、ウイ クストロエミア・フ イリレイフオリア、 エウクレア・デイウ イノルム、エケベル ギア・カペンシス、 オクシアンツス・ザ ングエバリクス、オ ピリア・アメンタケ ア、オリーブ、オー ルスパイス、オレア ・ウツディアナ、カ シユーナツツ、カッ シネ・シュヴァイン フルテイアナ、キウ
	備考（対象とする検 疫有害動植物） （略）

---

---

ナ、キウイフルーツ、きばなきょうちくとう、きんきじゆ、ククミス・ディプサケウス、くさとべら、グルーイア・トリコカルパ、コツキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、サラシア・エレガンス、ジャボチカバ、スカエウオラ・プルミエリ、そらまめ、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、はてるまぎり、ハルペフィルム・カッフム、フィリキウム・デキピエンス、フェイジョア、ブティア・エリオスパタ、ブティア・カピタタ、フラゲラリア・グイネエシス、フルエツゲア・ウイロサ、ブルケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルステイ、ペントロピリラ

---

---

---

---

イフルーツ、きばなきょうちくとう、きんきじゆ、ククミス・ディプサケウス、くさとべら、グルーイア・トリコカルパ、コツキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、サラシア・エレガンス、ジャボチカバ、スカエウオラ・プルミエリ、そらまめ、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、はてるまぎり、ハルペフィルム・カッフム、フィリキウム・デキピエンス、フェイジョア、ブティア・エリオスパタ、ブティア・カピタタ、フラゲラリア・グイネエシス、フルエツゲア・ウイロサ、ブルケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルステイ、ペントロピリラ・ウンベル

---

---

---

---

ウンベルラタ、ボウ  
レリア・ペティオラ  
リス、ポポー、ポリ  
スファエリア・パル  
ウイフォリア、マメ  
ーリンゴ、モノドラ  
・グランディエリエ  
リ、ランプロタムヌ  
ス・ザングエバリク  
ス、りゆうがん、ル  
ディア・マウリテイ  
アナ、れいし、いち  
じく属植物、インガ  
属植物、いんげん属  
植物、ヴァングエリ  
ア属植物、かき属植  
物（付表第四十一に  
掲げるものを除く。  
）、カリッサ属植物  
、くるみ属植物、く  
わ属植物、コッコロ  
バ属植物、コーヒー  
ノキ属植物、すぐり  
属植物、すのき（こ  
けもも）属植物、と  
けいそう属植物、ド  
ビアーリス属植物、  
ドリペテス属植物、  
なつめ属植物、にん  
めんし属植物、ばし  
よう属植物（成熟し  
ていないバナナの生  
果実を除く。）、パ

---

---

---

---

ラタ、ボウレリア・  
ペティオラリス、ポ  
ポー、ポリスファエ  
リア・パルウイフォ  
リア、マメーリンゴ  
、モノドラ・グラン  
ディエリエリ、ラン  
プロタムヌス・ザン  
グエバリクス、りゆ  
うがん、ルディア・  
マウリテイアナ、れ  
いし、いちじく属植  
物、インガ属植物、  
いんげん属植物、ヴ  
ァングエリア属植物  
、かき属植物（付表  
第四十一に掲げるも  
のを除く。）、カリ  
ッサ属植物、くるみ  
属植物、くわ属植物  
、コッコロバ属植物  
、コーヒーノキ属植  
物、すぐり属植物、  
すのき（こけもも）  
属植物、とけいそう  
属植物、ドビアーリ  
ス属植物、ドリペテ  
ス属植物、なつめ属  
植物、にんめんし属  
植物、ばしよう属植  
物（成熟していない  
バナナの生果実を除  
く。）、パイヤ属

---

---

---

---

パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マチン属植物、マンガウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、もまたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリスを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付

---

---

---

---

植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マチン属植物、マンガウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、もまたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリスを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及

---

---

付表 一〇八十九 (略) 九十 ブラジルから発送され、他の地域を経由しないで輸入される ハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に 適合しているもの	二〇二十三 (略)	
	(略)	表第三及び第三十一に掲げるものを除く。 )及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。)の生果実
	(略)	

付表 一〇八十九 (略) (新設)	二〇二十三 (略)	
	(略)	第三十一に掲げるものを除く。)及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。)の生果実
	(略)	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。